**居宅介護支援における特定事業所加算届に係るチェック表及び誓約書**

**【特定事業所医療介護連携加算用】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 事業所番号 |  |

〈注意〉

当チェック表及び誓約書は特定事業所加算届の添付資料として作成するものです。特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録については国の定めた様式で毎月作成し保存をしてください。

１　退院・退所加算の算定実績について(⑭に対応)

|  |  |
| --- | --- |
| 加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数が35回以上である。 | はい　　・　いいえ |

２　ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について（⑭に対応)

|  |  |
| --- | --- |
| 加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において、ターミナルマネジメント加算の算定回数が５回以上である。 | はい　　・　いいえ |

３　特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定実績について（⑭に対応)

|  |  |
| --- | --- |
| 特定事業所加算(Ⅰ)、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している。 | はい　　・　いいえ |

４　留意事項の内容に沿った加算サービスの提供について

|  |  |
| --- | --- |
| 下記に記載の留意事項の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行っていますか。 | はい　・　いいえ |

上記加算要件を満たさないことが明らかになった場合、すみやかに加算の届出を取り下げることを誓います。

　　　　　　年　　月　　日

法人名

　　　　　法人代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【留意事項の内容】

（１）　　特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

（２）　　基本的取扱方針

　　　特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の対象となる事業所については、

・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となるものであり、これらに加えて、特定事業所医療介護連携加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、（１）に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

（３）　　厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

大臣基準告示第８４号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

　　　①　 （１）関係

　　　　　　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

　　　②　 （２）関係

　　　　　　常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員２名を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員２名及び介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

　　　③　 （３）関係

　　　　　　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

（１）　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

（２）　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策

（３）　地域における事業者や活用できる社会資源の状況

（４）　保健医療及び福祉に関する諸制度

（５）　ケアマネジメントに関する技術

（６）　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

（７）　その他必要な事項

イ　議事については、記録を作成し、２年間保存しなければならないこと。

ウ　「定期的」とは、おおむね週１回以上であること。

　　　④　 （４）関係

　　　　　　２４時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

　　　⑤　 （５）関係

　　　　　　要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が４０％以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

　　　　　　なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

　　　　　　また、（７）の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に（５）の４０％要件の枠外として取り扱うことが可能であること（すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能）。

　　　⑥　 （６）関係

　　　　　　「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

　　　⑦　 （７）関係

　　　　　　特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

　　　⑧　 （９）関係

　　　　　　特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。

　　　⑨　 （１０）関係

　　　　　　取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり４０名未満であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならないこと。

⑩　 （１１）関係

　　　　　　協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

　　　⑪ 　（１２）関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

⑫　特定事業所加算（Ⅱ）について

　　　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

　　　また、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑬　特定事業所加算（Ⅲ）について

　　　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

　　　また、常勤かつ専従の介護支援専門員２名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑭　特定事業所加算（Ⅳ）について

ア 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所加算（Ⅳ）を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。

イ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所加算（Ⅳ）を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において、算定回数が５回以上の場合に要件をみたすこととなる。

ウ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定実績について

特定事業所加算（Ⅳ）は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）のいずれかを算定していない月は特定事業所加算（Ⅳ）の算定はできない。

⑮　 その他

　　　　　　特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

（４）　　手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、２年間保存するとともに、都道府県知事等から求めがあった場合については、提出しなければならない。